

賃貸借契約約款 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第31条 （略）</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p><b>第32条</b> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) <b>発注者は、</b>受注者（ウ及びエにあつては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>第33条～第41条 （略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p><b>第42条</b> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき賃貸借料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2～3 （略）</p> <hr/> <p>第43条 （略）</p>	<p>第1条～第31条 （略）</p> <p>（発注者の催告によらない解除権）</p> <p><b>第32条</b> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) _____受注者（ウ及びエにあつては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>第33条～第41条 （略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p><b>第42条</b> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき賃貸借料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2～3 （略）</p> <p><b><u>4 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。</u></b></p> <p>第43条 （略）</p>